

令和8年度 日本語通訳（ネパール語）（パートタイム会計年度任用職員）

登録者選考面接実施要項

令和7年12月

阪南市教育委員会

この選考面接は、阪南市立小学校に配置する日本語通訳登録にあたりその選考資料とするため実施するものです。

1. 職種及び受験資格

職種	受 験 資 格	
	国家資格等	要件・その他
日本語通訳	特になし	＊日本語及び、通訳支援が必要なネパール語を流暢に話することができる方。 ＊国籍は問いません。ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は受験できません。

2. 申込受付（※郵送不可）

- ①日 時 令和8年1月6日(火)～令和8年2月4日(水)
午前8時45分～午後5時15分(閉庁日を除く)
- ②場 所 阪南市役所 学校教育課（2階27番窓口）
- ③必要書類 履歴書・調査票
※調査票は申込受付時にご記入いただきます。
※履歴書・調査票は、返却しません。

3. 面接

- ①日 時 令和8年2月8日(日) 時刻は「受験票」に記載
- ②場 所 阪南市役所 人権相談室
面接時刻の10分前には控え室(第4会議室)で受付を済ませてください。
- ③方 式 個人面接
- ④携 行 品 受験票・筆記用具
- ⑤結果発表 令和8年2月下旬予定(全受験者へ郵送にて通知)

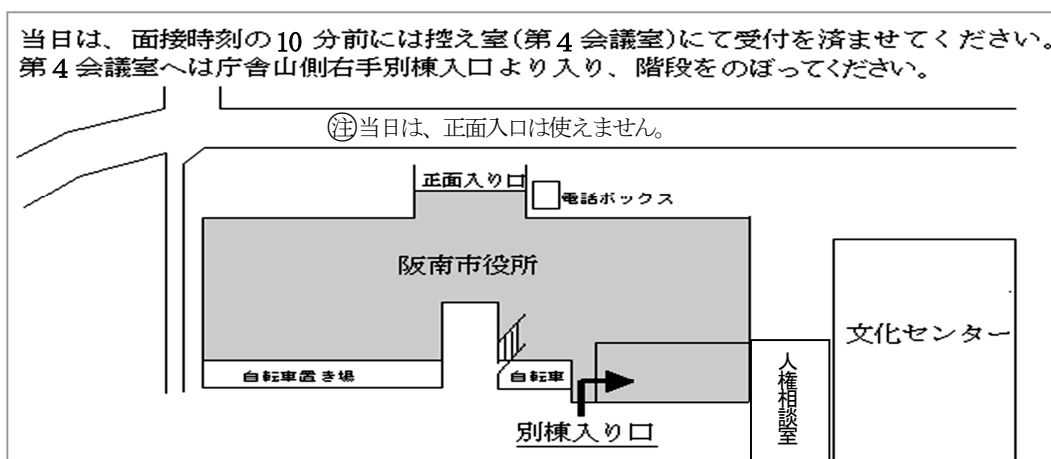
4. 給料・勤務条件等

別紙「令和8年度 阪南市 日本語通訳 登録者募集要項」参照

5. その他

- ①任用に際しては、すみやかに健康診断を受診していただきます。(自己負担)
- ②受験資格がない者及び申込内容等で不実記載が判明した者については、任用を取り消すことがあります。
- ③受験票は試験当日必ず持参してください。
- ④申込後、受験できなくなった場合、すみやかに下記まで連絡願います。

連絡先 阪南市教育委員会事務局 学校教育課 TEL 072-489-4541



令和8年度 阪南市 日本語通訳（ネパール語）（パートタイム会計年度任用職員）

登録者募集要項

阪南市教育委員会

阪南市教育委員会では、「令和8年度 阪南市 日本語通訳（ネパール語）登録者」として、学校現場における通訳として必要な熱意と識見を有する方を募集します。（選考を経て登録者名簿に登載された方より、雇用必要数に応じて、任用（採用）いたします。）

資格要件について

○日本語及び、通訳支援が必要な外国語（ネパール語）を流暢に話すことができること。

応募資格について

○地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

【欠格条項】

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者
2. 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

業務内容等について

○阪南市内小学校における帰国・渡日した児童の学校生活及び、学習の支援に係る業務です。

○勤務についての条件は次のとおりです。

勤務時間	基本 8:30～12:30（4時間・休憩時間なし）
勤務日	毎週月曜日から金曜日まで（祝日・学校休業日を除く）。※ただし、勤務日や勤務時間について、要望を聞くことはできます。そのうえで、勤務日や始業時刻及び、終業時刻等詳細は、阪南市教育委員会及び、学校長との話し合いで決定します。（配置された学校の実態に応じた時間変更があります。）
報酬等	時給 1,659 円 ※ 期末手当・勤勉手当は支給されません。
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
休暇	ア) 年次有給休暇 あり イ) 特別休暇（忌引休暇等） あり
交通費	支給 なし ※自動車通勤については、学校長の承認と、自己負担により学校敷地外に駐車場を確保していただく必要があります。
その他	ア) 労働者災害補償保険（労災）を適用します。 イ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象外です。 * 任免及び配置校決定は教育委員会が行います。ただし、教育委員会が日本語通訳としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めたとき、任期中においても解職する場合があります。 * 職務遂行上知り得た児童の個人情報をはじめ、学校経営に関して知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とします。 その他、地方公務員法上の服務に関する次の規定が適用されます。 ○法令等及び、上司の職務上の命令に従う義務 ○信用失墜行為の禁止 ○職務に専念する義務 ○政治的行為の制限 ○争議行為等の禁止

*その他、勤務条件について、協議を要するときは、教育委員会事務局と学校長で協議いたします。